



を積み重ねて、一つ一つ着実に成果をあげていかれたのであります。君のこの盛んな活躍ぶりは、国会の会議録が雄弁に物語っているのであります。君の名もこの会議録とともに不滅であると存ずるのであります。(拍手)

日本社会党においては、政策審議会の商工部会副会長、あるいは寒冷地対策、東北開発、貿易自由化対策等各特別委員会の委員を歴任し、党務にもまたすぐれた業績を残されたのであります。

君は、また郷党のために終始意を用い、リソングの輸送、青函トンネル、高速自動車道の早期着工等の諸問題について、われわれと手を携えて懸命に奔走努力されてまいりましたが、さらに、内閣の東北開発審議会の委員としても多年のうんちくを傾けておられました。ことに晩年は、東北開発総合開発を一そく強力に推進するため、東北開発整備法の立法化になみなみならぬ熱意をもつて取り組んでおられたのであります。

かくて、島口君は、本院議員に当選すること前後三回、在職六年十一ヶ月に及び、この間国政に残された功績はまさに偉大なものがあります。

思うに、島口君は、大衆政治家として大衆の中に生まれ、大衆とともに育ち、その全生涯を大衆のためにさきげられたのでありました。君は、まれに見る強い正義感の持ち主で、権威に屈せず、利害を顧みなかつたのであります。そして、身を持するに清廉、いたずらに辻幅を飾らず、ただ一筋にみずから信ずる道を邁進するというかたい信念の士であります。(拍手)君は、一見望洋たる風貌の中に、明朗にして温厚、しかも何の氣負いもてらない島口君独自の魅力を秘めておられたのであります。君は、だれにも気軽に肩をたたき、ひざを交えて語り合い、そして茶わん酒をくみかわされました。郷土の人たちにとつて、君は力強い仲間、よき相談相手としての島重さんであつたのであります。私は、そこに大衆政治家島

口君の本領をはつきりと見ることができるのであります。私は必ずや近い日に健康を回復されるものと確信しております。しかるに、長年の過労がこの不幸を招いたものでしようか。いまだ五十六歳といふ若さで突如として去つてゆかれるとは思ひもよらないことであります。まことに痛恨限りないものを覚えるのでございます。(拍手)

君の眠る郷里弘前の方には、いまなお白雪をいだく津軽富士が、ありし日の君のき然なる姿を象徴するかのごとく、津軽平野を圧してひとときわ高くそびえ立っております。偉容を誇る津軽富士を仰ぎ見る限り、郷土の人たちの胸中には、君の遺訓がいつまでも強く生き続けていくものと信じて疑いません。(拍手)

現下、わが国は内治に外交にきわめて重要な時期に当面し、政治に対する国民の関心がいまほど高まっているときはないであります。このときあたり、君のごとき名利を求めるところなく、ひたすら国民大衆のために議員の職責を遂行すると申さなければなりません。(拍手)

ここに、島口君の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼のことばといたします。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇〕

故議員島口重次郎君に対する追悼演説 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する山田耻目君の質疑

○國務大臣(園田直君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上します。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、昭和三十二年に制定された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、医療の給付、健康診断等を行ない、その健康の保持及び向上をはかつてまいりましたのであります。が、原子爆弾の傷害作用の影響を受けた者の中には、身体的、精神的、経済的あるいは社会的に生活能力が劣っている者や、現に疾病に罹患しているため、他の一般国民には見られない特別の支出を余儀なくされている者等、特別の状態に置かれている者が数多く見られるところであります。したがって、これら特別の状態に置かれている被爆者に対する施策としては、医療の給付等の健康面に着目した対策のみではなく、これら被爆者に対する施策として、その特別の需要を満たし、生活の安定をはかることが必要であると存じます。このことにつきましては、昭和三十九年に施行なわれました衆参両議院の決議、その他関連法律の制定の際の附帯決議等におきましても強い要望のあつたところでありまして、政府といいました

昭和四十年において被爆者の実態調査を実施する等、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいつたのであります。が、このほどようやくその成案を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に基因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にある者に対し、月額一万円の特別手当を支給することといたします。

第二に、特別被爆者、すなわち、原子爆弾の放射

線を多量に浴びたと認められる者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の原子爆弾の影響との関連が想定される障害を伴う疾患にかかる者または母子世帯の母もししくはこれに準ずる者に対し、月額三千円の健康管理手当を支給することといたします。

第三に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律によれば、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に基因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であります。が、これをこの法律に移行させるこ

とにいたしております。第三に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

第四に、特別被爆者であつて、一定の精神上または身体上の障害により介護を要する状態にあり、介護手当を支給している者に対し、介護手当を支給することといたしております。

第五に、國は、特別手当、健康管理手当及び医療手当にかかる事務の処理及びその支給に要する費用を交付することとし、また、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、その事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担することといたしております。

以上が、この法律案の趣旨でござります。(拍手)

〔山田耻目君登壇〕

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいま趣旨説明のございました原爆被爆者特別措置に関する法律案に對しまして、日本社会党、民主社会党、公明党三党を代表いたしまして、質問を行ないたいと存じます。

〔山田耻目君登壇〕

○議長(石井光次郎君) ただいま趣旨説明のございました原爆被爆者特別措置に関する法律案に對しまして、日本社会党、民主社会党、公明党三党を代表いたしまして、質問を行ないたいと存じます。

〔山田耻目君登壇〕

○議長(石井光次郎君) ただいま趣旨説明のございました原爆被爆者特別措置に関する法律案に對しまして、日本社会党、民主社会党、公明党三党を代表いたしまして、質問を行ないたいと存じます。

〔山田耻目君登壇〕

○議長(石井光次郎君) ただいま趣旨説明のございました原爆被爆者特別措置に関する法律案に對しまして、日本社会党、民主社会党、公明党三党を代表いたしまして、質問を行ないたいと存じます。

(拍手)

〔山田耻目君登壇〕

私は、質問に先立ちまして、本法案の提出に至る過程を振り返り、戦後二十三年、あまりにもおそれ過ぎた法案提出の側面に若干触れなければなりません。そのことは、本法案の内容をより充実させることになるであります。戦後二十三年間忘れ去らせていました原爆被爆者に対し、世界唯一の原爆被爆者国としての政治の責任を、より十分に果たすことになるものと思うからであります。

被爆者の援護強化に関する決議を採択いたしております。昭和四十年八月、茅誠司氏、湯川秀樹氏など世界平和七人委員会の人々や、東大、京大、早大の各総長など、日本の国際的有識者四十七人の連署による援護法のすみやかなる制定を要望した要望書が佐藤総理の手元にも届けられております。

総理、このようにして、地裁の判決、衆参両院の決議、国内の代表的な世論に顧みをそむけて放置するの

和二十九年、ビキニにおけるアメリカの水爆実験による被爆者に対し、アメリカ政府と日本政府の折衝により、死者一人に対して五百万円、被爆者一人に対して三百万円の補償金が見舞い金の形式で支払われておりますが、私はこれと対比しようととは思ひませんけれども、せめて広島、長崎の原爆死没者に対し、一人五万円程度の弔慰金の支出しを考慮することは、さして至難なことではないと存じます。平和に徹し、愛情の政治を説かれる

されます。手帳未交付者をさらに追跡調査なさる用意があるかどうか、伺いたいと思います。  
第二には、死没者調査をなぜなさらなかつたのか、了解に苦しみます。医学者が原爆後遺症のきめ手として要望する発病率の分母が明らかにならないからであります。死没者と生存者の総数を分母として、発病率を分子として疾病的状態を分類するとき、初めて合理的な被爆者の対策が樹立されるのであります。この貴重な調査を怠つたの

昭和二十一年八月六日と九日、広島と長崎に投下されたました二発の原子爆弾は、瞬時にして三十万余の命を奪い、すべてを破壊し尽くしてしまつたのであります。生き残った人々は三十万余人といわれておりますが、その実数を把握しようとすゐる努力すら、政府にも地方自治体にもなかつたのであります。

こうした冷酷な政治の外に忘れ去られた被爆者は、白血病に悩み、造血機能の障害に苦しみ、見るにたえないケロイドに結婚や就職といふ人間の権利も奪われ、髪の毛は抜け、皮膚に斑点があらわし、歯ぐきから血を出しながら、やがて死んでしまつたのであります。この人たちに、なぜ政治の力で救済の手が差し伸べてやれなかつたのか、ましょうか。被爆後十一年たつた昭和三十二年四月、原爆医療法がわざかな臨床上の保護を目的として成立をし、自來四回の改正を行なつたとはいえ、ほとんど被爆者の生活救済として見るべきものはなかつたのであります。

昭和三十八年十二月七日、東京地方裁判所はその判決において、「被爆者に対する救済策をとることは多言を要しない、それは立法府である国会、行政府である内閣の職責であり、終戦後十数年を経て高度の経済成長を遂げたわが国において不可能であるとはどうてい考へられない、われわれは本訴訟を見るにつけ政治の貧困を嘆かずにはおられない。」と判決をいたしておるのであります。(拍手)昭和三十九年四月わが党の提議に基づき、衆議院、参議院ともに各党満場一致で、原爆

した政治責任は、一体だれに追及されるべきものであります。昨年十一月十五日、社会党、民主社会党、公明党三党は、共同して、被爆者の早期実現について二十項目の申し入れを政府に行ないました。自民党を含め、四党の打ち合わせがなされ、からうじて日の目を見ることになり、本国会に特別措置法の上程がなされたのであります。その内容は大幅に修正され、被爆者の実質的な生活援護にはほど遠い内容のものであります。しかし、一步前進した一里塚としての評価は高く行ないたいと存じております。

本法案の内容につきましては担当の閣僚にただしたいと存じますが、いま一点、基本的なものとして、総理、あなたに伺いますが、今日、なお、一ヶ月平均六人の人たちが、受けける有効な治療もなく原子病で死没を続けておるのであります。悲惨この上もございません。原爆の死没者に対して、國として一菊の花も、一本の香華もたたけてあげられないままの政治を、冷酷とは思われないであります。どうか、死者一人に対しても五万円の香華料を支給するにしても、年間わずかに三百六十万円の経費でございます。的確な死没者名簿の把握される昭和三十二年四月以降の死没者七百九十万名に対し遡及支給をいたしましても、四千五百万円程度の経費の支出で済むのであります。昭

あなたの所信を、この際明らかにしていただきたいと存じます。(拍手)  
いま一点、總理に伺います。  
今回の特別措置によつて新たに追加されましたものは、認定被爆者に特別手当として月当たり一  
万円を支給する項目のほか、七項目ござります  
が、昭和四十年厚生省の行なつた被爆者実態調査  
に基づき、最小不可欠なものとして法律化し、予  
算額として十八億四千三百九十一万円の算定を行  
なつたのであります。これが何と四三%に満た  
ない七億八千八百二十五万円の少額しか組まれて  
おりません。このような実態では、國の被爆者対  
策に熱意あるものとして受け取るわけにはまいり  
ません。あらためて委員会審議の際、十分な検討  
を行なうよう担当大臣に指示されるべきだと思いま  
すが、總理の見解を示していただきたいと存じま  
す。

次に、厚生大臣伺います。

昭和四十年の厚生省で行なわれました基本調査  
では、被爆者手帳の交付者二十五万三千百七十九  
人となつておつり、手帳の交付を受けていない者の  
申し出が四万五千五百四十三人があるので、被爆者  
総数は二十九万八千七百二十二人であると、その  
數を示しているが、結婚や就職の障害をおもんば  
かつて申し出ない者や、広島、長崎のように訪問  
調査をした地域では二三%の申し出があり、訪問  
調査をしない地域では五%の申し出しかない実情  
から見まし、かなりの潜在被爆者がおり、全国  
の被爆者総数は三十万をかなり上回るものと推定

は、死没者の補償要求を故意に握りつぶすためのものであるといわておるが、眞意を伺いたい。なお、あらためて調査なさる用意があるかどうかを、あわせて伺いたいと存じます。

第三には、昨年五十五国会におきまして戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に際し、各党全会一致の決議をもちまして、「政府は、わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法、国民義勇隊組織に関する閣議決定などによる國家要請に基づき、防空等の業務に従事中死亡または身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十三年度を目途として具体的な援護措置を講ずること」の附帯決議を行なつたのであります。その後何らの具体的な措置も講ぜられておりません。この措置には救済すべき法律的根拠が明白でございます。旧防空法第十二条及びこれに基づく防空従事者扶助令、昭和十六年勅令第二十二号及び終戦直前の昭和二十年三月二十三日の閣議決定による国民義勇隊の組織決定は、隣組組織あるいは警防团の組織、目的と行動を規整したものであり、防空法とともに老幼者、病弱者、妊娠婦を除いて、國家権力により広範囲に国民を結集させ、違反者には刑罰をもつて臨むという強制法規でございました。したがつて、負傷者や死没者に対しては、最低、当時五百円から最高千五百円までの扶助金が支給され、死没者には別に葬祭料の支給が制定されていたのであります。

のでありますから、当然、原爆による身体障害者や死没者に適用されなければならないものであります。敗戦のどさくさにまぎれ、いまだに放置されて現在に至っております。戦後は予算措置もなく、しかも旧内務省の解体などにより、請求の事務を扱う官署すらもなく、請求不能の状態に置かれたことは、まことに不法かつ不当の措置といわなければなりません。

このようにして、原爆により死没した者、身体障害者に対して扶助令の適用がなされておりませんが、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正をなさるその中に挿入されるのか、本法の改正でなさるのか、どう措置をしようとするのか、具体的な考え方を明らかにしていただきたいと思います。

第四に、法律の名称を原子爆弾被爆者援護法に改め、医療審議会を援護審議会に改める意思があるかどうか、伺いたいと存じます。

次に、大蔵大臣伺います。

あなたは、歳入にあたっては大資本や金持ちにきわめておおうであり、租税特別措置の拡大強化をはかられる一方でござりますが、歳出にあたつても、当、不当の原理をわきまえられず、最小不可欠の被爆者の必要経費である厚生省原案を四三%に圧縮する大なるをふるわれた。この根性は、原爆患者の救済は旧地主や在外財産の補償を行なうなどの政治的価値がないと判断をされたのか、放棄しておけばやがて死没していくといふ冷酷な立場をとられたのか、また人道上、政治上、ゆゆしき問題であるので、今後も引き続き予算措置を講じていく所存なのが、見解を明らかにしていただきたいと思います。(拍手)

次に、認定被爆者の特別手当、医療手当、特別被爆者の健康管理手当、介護手当に対し所得制限を行なうといわれているが、これらは原爆患者にとり最低最小の必要経費であり、許されない暴挙だと思います。必要経費として認め、所得制限を撤廃なさるつもりはないか、伺いたいと思います。

## (号外) 官報

なお、低所得者で生活保護の適用を受けている認定被爆者に対して、特別手当月額一万円を支給する場合は、特別手当が生活費であるというたてます。しかし、専門家はわざか三千五百六十四名、原爆患者で最も重症の人々であります。特異な条件を考慮して特に制度化された趣旨に基づき、全額必要経費として認め、併給される用意があるかどうか、お伺いをいたします。

次に、自治大臣伺います。

今日まで被爆者対策が放棄されたのは、もちろん國の行政上の責任でもあります。が、地方自治体の広島・長崎など、特別の県、市を除き、放任されていたところにも責任の一端はあるのであります。今後は地方自治体も國にすべての責めを負わすのみでなく、積極的に自主財源により、可能な助成を行なうよう指導なさる用意があるかどうかを伺いたい 것입니다。

最後に、総理、今までの質疑を通じ、政治の最高の責任者としての実りあるあなたの答弁を期待をして、質疑を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕 山田君にお答えいたします。

〔國務大臣園田直君登壇〕 お答えいたしました。

○國務大臣(園田直君) お答えいたしました。

第一は、四十年に行なった実態調査が不十分ではないかという御意見でございまするが、この際の調査は、原爆の医療審議会の委員をはじめ、関係各方面の方々の経験者の意見を十分に取り入れて、基本調査は全員、健康及び生活実態の調査は二十分の一を調査したわけですが、その調査にあたっては、技術上の問題等もあって、御指摘の点があると存じます。しかしながら、ただいま

まして、原爆被爆者に対しての理解と同情は他の人により以上に深いものがある、かよろに思いました。ただいまの質疑を通してのお話にも、その点が節々にあらわれております。私はたいへん感動いたしたものであります。そうして、ようやく今回、各党の申し合わせにより、原爆被爆者特別

措置法案を提出することになりました。この点では、お話しになりましたように、おぞきには失したが、この際出ましたことは、これは前進であ

ります。が、かように考えております。

○國務大臣(水田三喜男君登壇) お答えいたしました。

厚生省の要求予算を四三%に切つたというお話を受けられた方々の御意見も承っておりますので、その調査で、被爆者の置かれた特異な状態、あるいは衰弱者の方々の様子等は、これを守るために十分案に盛られたものと考えております。し

かしながら、なおいろいろな観点から、潜在の方々の数は相当多いと考えますから、御指摘のとおりに、機会あるごとに調査を実施したいと考えております。

○國務大臣(水田三喜男君登壇) お答えいたしました。

厚生省の要求予算を四三%に切つたというお話を受けられた方々の御意見も承っておりますのでございましたが、そうじゃございません。最初

当初要求がございまして、概算、開議の決定の前にもう一回追加要求が出てきました。この査定のことを言っておるのだと存じますが、この両方の要求金額を加えて八二%、四十五億円が今年度の予算でございまして、昨年度の二十八億に比べまして、本年度は六一%以上の大きい増額で、

さつき厚生大臣が御説明になりましたような新しい措置をとったということでございまして、初めて原爆被爆者に対する援護措置について一つの軌

から見ましても、原爆被爆者に対して私どもが、ほんとうにお氣の毒な状態、これに理解と同情を寄せた結果だ、かのように思つております。しかし、この法律自身がこれで万全だというものはございません。したがいまして、今後とも必要な対応をいたしまして、さらに前向きで整備を検討すべきだ、かように思います。

また、ただいま、被爆者の諸君が月に平均六人も死亡していく、たいへん氣の毒だ、こういう方々に対して葬祭料を出すことを考えたらどうか、こういうお話をございました。私もたいへん心を打たれたのでございまして、この種の方々に對して葬祭料を出すようなことについて、これは前向きでさらに検討を続けていくつもりでござります。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇〕 お答えいたしました。

○國務大臣(園田直君) お答えいたしました。

第一は、四十年に行なった実態調査が不十分ではないかという御意見でございまするが、この際の調査は、原爆の医療審議会の委員をはじめ、関係各方面の方々の経験者の意見を十分に取り入れて、基本調査は全員、健康及び生活実態の調査は二十分の一を調査したわけですが、その調査にあたっては、技術上の問題等もあって、御指摘の点があると存じます。しかしながら、ただいま

まして、原爆被爆者に対しての理解と同情は他の人により以上に深いものがある、かよろに思いました。ただいまの質疑を通してのお話にも、その点が節々にあらわれております。私はたいへん感動いたしたものであります。そうして、ようやく今回、各党の申し合わせにより、原爆被爆者特別

措置法案を提出することになりました。この点では、お話しになりましたように、おぞきには失したが、この際出ましたことは、これは前進であ

ります。が、かように考えております。

○國務大臣(水田三喜男君登壇) お答えいたしました。

厚生省の要求予算を四三%に切つたというお話を受けられた方々の御意見も承っておりますので、その調査で、被爆者の置かれた特異な状態、あるいは衰弱者の方々の様子等は、これを守るために十分案に盛られたものと考えております。し

かしながら、なおいろいろな観点から、潜在の方々の数は相当多いと考えますから、御指摘のとおりに、機会あるごとに調査を実施したいと考えております。

○國務大臣(水田三喜男君登壇) お答えいたしました。

厚生大臣が御説明になりましたような新しい措置をとったということでございまして、初めて原爆被爆者に対する援護措置について一つの軌



合を開いて、昭和三十五年三月刑法改正試案がで  
き、これを発表して各方面の意見を聞き、昭和三  
十六年十二月改正刑法準備草案といふものが初め  
て公表されました。

昭和三十八年、法務大臣は法制審議会に対し、  
刑法に全面改正を加える必要があるかどうか、あ  
るとすればその要綱を示されたいと諮問した。自  
来今日まで審議を尽くしているのであるが、た  
だ、ここにわれわれが注意しなければならぬこと  
は、わが国刑法学者の研究機関として最も権威あ  
る刑法学会、これは最高の権威ある学会でありま  
す。この刑法学会では、刑法をいま急いで改正す  
る必要はないということで、会員は一人もこの委  
員会には参加しておらず、いま提案理由の説明に  
あるような緊急の必要があるとすれば、道路交通  
法の改正なり、単独立法なりにすべきで、一般刑  
法の改正に持ち込むことは、その影響甚大であ  
り、この理由書に説明してあるような交通の安全  
対策として、鉄道、自動車、船舶、航空機など、交通  
産業労働者はもちろんで、そのほかに  
学校、高等学校などで働く教職員とか、飲食店、旅  
館などに働く調理士とか、散髪店、美容院などで  
働く理髪師、美容師とか、さらに、はり、きゅ  
う、マッサージ師、薬種商人、食料品生産・販売  
業者等々までがことごとく含まれておる。数多く  
のこれらの人たちが、厳罰の可能性にさらさされて  
いるということになります。

先般、法務委員会における参考人といたしまし  
て、日本医師会の会長武見太郎氏からの意見の陳  
述がありましたが、武見会長は、実際の事例等を  
たくさんあげられまして、そうして懇切丁寧に説  
明されました。医者の誤診などについては、デリ  
ケートな問題があつて、これを自動車の事故など  
と同じような处罚の対象にすることが無理である  
ことが、明らかにされたのであります。これを十  
分訓示をしなければいけない。

前記のこととく、本法に対する提案理由の説明を  
見ましても、政府委員の説明を聞いても、交通犯  
罪に対する対策であり、これは国民感情であると  
いわれたのですが、一たん法律としてできてしま  
うと法律の解釈について検察官は自分たちの都  
合のいいように解釈する傾向があります。これ  
は、特に法務大臣に私は注文するのであります  
が、一体、われわれが実際裁判に出ていますする  
と、法律につきまして、国会における審議の状況  
を明らかにすべく、速記録を提出して、この法律  
はこういう趣旨でできた。こういう附帯決議がつ  
いているじゃないかと言いましても、検察は、國  
会でどういう審議があろうが、一たん法律として  
できた以上は、この法律の解釈は司法権がやるの  
である。こういうとてつもない論理をもつて、彼  
らの都合のいいような論告をやる。これじゃ民主  
政治も、國家最高の立法機関である国会の審議  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

こういう際でありますから、大臣や政府委員  
やその他の法律を通したいあまりにいろいろ  
委員の質問に対しまして低姿勢で、いや、それは  
いたしません、それはこうございますと、親切  
に答弁しておるのであります。そうしてまた、わ  
れわれは国民の代表として、この法律の解釈につ  
いて、執拗に政府委員と一問一答を繰り返して法  
律の解釈ができないが、それを一切無視してし  
もうて、できたら以上は司法権が解釈権を持つてい  
るんだといふことになれば、これは検察ファッ  
ショナリズムであります。こういうことに対し法務大臣  
は十分訓示をしなければいけない。

そういう意味におきまして、この法律は非常に  
危険性をはらんでおる。ある法律の審議におい  
て、この趣旨説明にあるよな、交通犯罪を防止  
するためだけの立法だといふうには、われわれ  
は解釈できない、こういう意味においてこれは反  
対するのであります。

ば一からげに、ことごとくその対象にするよう  
なことは、これは刑法という一般法の改正から  
来る必然的な結果であり、私どもが本法に反対す  
る理由の最大なものであります。(拍手)

見ましても、政府委員の説明を聞いても、交通犯  
罪に対する対策であり、これは国民感情であると  
いわれたのですが、一たん法律としてできてしま  
うと法律の解釈について検察官は自分たちの都  
合のいいように解釈する傾向があります。これ  
は、特に法務大臣に私は注文するのであります  
が、一体、われわれが実際裁判に出ていますする  
と、法律につきまして、国会における審議の状況  
を明らかにすべく、速記録を提出して、この法律  
はこういう趣旨でできた。こういう附帯決議がつ  
いているじやないかと言いましても、検察は、國  
会でどういう審議があろうが、一たん法律として  
できた以上は、この法律の解釈は司法権がやるの  
である。こういうとてつもない論理をもつて、彼  
らの都合のいいような論告をやる。これじゃ民主  
政治も、國家最高の立法機関である国会の審議  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

しなければならない。

だから、かように何も役に立たぬような解釈を  
もとにやられる際においては、まず立法そのもの  
が非常に注意して、徹底的にしばりをかけて、も  
し交通犯罪に処するためであるならば、それを明  
らかにして、そうして立法すべきもので、だれに  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

しなければならない。

だから、かように何も役に立たぬような解釈を  
もとにやられる際においては、まず立法そのもの  
が非常に注意して、徹底的にしばりをかけて、も  
し交通犯罪に処するためであるならば、それを明  
らかにして、そうして立法すべきもので、だれに  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

て、政府委員がどのような答弁をしようが、どの  
ような附帯決議をつけようが、これが何も役に立  
たないということになつたら、これはたいへんな  
ことであるが、過去にたくさんある。最もひどいの  
は、先般、昨年六月だかに行なわれました総理大  
臣の異議申し立て、行政訴訟法第二十七条による  
異議申し立て、これなどは少し法務大臣あるいは  
法務局長官が研究して、総理大臣に進言するな  
ど、法律につきまして、国会における審議の状況  
を明らかにすべく、速記録を提出して、この法律  
はこういう趣旨でできた。こういう附帯決議がつ  
いているじやないかと言いましても、検察は、國  
会でどういう審議があろうが、一たん法律として  
できた以上は、この法律の解釈は司法権がやるの  
である。こういうとてつもない論理をもつて、彼  
らの都合のいいような論告をやる。これじゃ民主  
政治も、國家最高の立法機関である国会の審議  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

だから、かのように何も役に立たぬような解釈を  
もとにやられる際においては、まず立法そのもの  
が非常に注意して、徹底的にしばりをかけて、も  
し交通犯罪に処するためであるならば、それを明  
らかにして、そうして立法すべきもので、だれに  
も、まるでただになってしまふ。そんなばかなこ  
とがありますか、一体。(拍手) こういう法律解釈  
の態度を検察官がとっている。

以上、簡単でございますが、反対の趣旨を述べ  
た次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いた  
しました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案  
は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 日程第一 中小企業投資育成株式会社法の一 部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、中小企業投資  
育成株式会社法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。

### 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正す る法律案

内閣總理大臣 佐藤 繁作

右  
昭和四十三年一月十二日  
国会に提出する。

### 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正す る法律案

内閣總理大臣 佐藤 繁作

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正す  
る法律案

中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法  
律百一号)の一部を次のよう改定する。  
第三条第四項中「七億五千万円」を「十億五千万  
円」に改める。

### 附 則

(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

2 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百

三十八号の一部を次のように改正する。

第五条中「七億五千万円」を「十億五千万円」に改める。

### 理由

中小企業投資育成株式会社の事業の拡充を図るために、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めま

す。商工委員長小峯柳多君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

○小峯柳多君 ただいま議題となりました中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。中小企業投資育成株式会社法は、中小企業の自己資本を充実させ、その健全な発展をはかることを目的として、昭和三十八年に制定され、この法律に基づいて中小企業投資育成株式会社が東京都、名古屋市及び大阪市にそれぞれ設立されました。

中小企業投資育成株式会社の事業は、設立以来今日までおむね順調な発展を示し、投資企業数延べ二百六十社、投資額約七十億円にのぼっております。しかし、最近における中小企業を取り巻くきびしい環境に対処するため、中小企業の經營投資育成株式会社の資本金を増額して、中小企業の自己資本の充実を促進しようとするものでありまして、その内容は、中小企業金融公庫が引き受

ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行

限度額を、現行の七億五千万円から三億円増の十億五千万円に改めることであります。

本案は、去る二月十二日当委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、以来参考人を招致するなどして熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくして、三月二十七日質疑を終了し、同じく二十九日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、一、中小企業投資育成株式会社の投資財源の増強と資金の効率的運用、二、投資対象企業及び指定業種の拡大、投資先の地域的偏在を是正するための会社機構の拡充強化等をかかるべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

第十六条の二 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

3 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第二十二条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第二十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削り同条第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(核燃料取扱主任者)

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、總理府令で定めるところにより、次条第一項の核

原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律の一部を改正する法律

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十六号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の五」に、「第六十一条」を「第六十一条の三」に改める。

第十三条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「行おうとするもの」を「行なうとする者」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(設計及び工事の方法の認可)

第十六条の二 加工業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

1 加工施設の保安

2 加工設備の操作

3 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第二十二条の二 加工業者は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第二十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削り同条第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(核燃料取扱主任者)

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、總理府令で定めるところにより、次条第一項の核

同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第二十条第二項第一号の次に次の二号を加え

る。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

第二十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(保安のために講ずべき措置)

第二十二条の二 加工業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

1 加工施設の保安

2 加工設備の操作

3 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第二十二条の二 加工業者は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第二十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削り同条第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(核燃料取扱主任者)

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、總理府令で定めるところにより、次条第一項の核

右

国会に提出する。

昭和四十三年三月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

2 前項の検査においては、加工施設の工事が前

条の認可を受けた設計及び方法に従つて行なわれているときは、合格とする。

第二十条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、









昭和四十三年四月二日　衆議院会議録第十九号　朗読を省略した議長の報告



基因する業務上過失致死傷事犯の実情をみるに、数において増加しつつあるのみならず、質的にも酒酔運転、無免許運転、無謀な高速度運転等高度の社会的非難に値する悪質重大事犯が続出し法定刑の最高限又はこれに近い刑が裁判において言渡される事例が次第に増加していく。本案は、このような最近の業務上過失致死傷事犯の実情にかんがみ、刑法第二百十一条の法定刑の改正を行ない、この種事犯のうち特に悪質重大なものに対するは、より厳正な処分を行ないうるようにするものであつて、いずれも妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年三月二十九日

衆議院議長 石井光次郎殿 法務委員長 永田亮一

[別紙]

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 刑法第二百十一条の法定刑の引上げは、高速度交通機関の運行に従事する者等の権益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであるから、この改正規定の施行に當たつて、政府、なまんづく検察並びに警察当局は、酩酊運転、無免許運転、危険な高速度運転等のいわゆる無謀運転による悪質重大な事犯を嚴重に処罰するとの本法改正の趣旨にもとり、業務上並びに重過失致死傷事件の求刑の引上げ等により一般的に科刑が重くなる結果をもたらすが、ごときことのないよう、その運用について万全を期するとともに、事故発生についての使用者、管理者等の運転者以外の者の責任にも留意し、いやしくも過失のない者が訴追をうけることのないよう一般善良な運転者等の権益の擁護について慎重な配慮をなされるよう期待する。

二 政府は、本法の改正が交通事故防止対策の一環にすぎないことを考へ、この際、人命尊重の立場から、交通環境の整備、交通教育の普及徹底、交通労働者の労働環境の向上等、総合的交通安全施策の強力な推進には段階的努力をすべきである。

三 交通事故犯等の刑事事件により起訴され、休職となり、あるいは給与、恩給、退職金等について不利益な措置をうけ、後日に無罪となつた場合、その救済について法改正を含む適切な措置を講すべきである。

四 過失犯の短期自由刑の仮釈放手続の迅速化を検討すべきである。

五 交通事故に関する判決中賠償等の実行がなされずいわゆる、から判決となる事実が多いのにかんがみ、被害者救済の措置を検討すべきである。

六 交通事故に關する裁判、示談等について公正な国民の相談機構がいまなお不十分なるにかんがみ、すみやかに機構や予算等の充実整備すべきである。

七 交通事故についての救急医療については、全国的に区々にわたり、また整備が十分でないから、経常費を含む国庫負担によりすみやかに強化すべきである。

八 交通科学の研究については、一元化し研究センター(仮称)のもとに総合的な研究、調査対策を講ずるよう検討すべきである。

九 国民の生命と財産を安全かつ円滑に輸送するには、関係交通運輸労働者の要員確保と労働条件は、密接不可分の関係にある、よつてそれらの労働条件の維持、改善指導に努力し、特に自動車運転者の長時間労働、刺激的ノルマ制賃金体系をすみやかに是正し、労働省が示達した「自動車運転者の労働時間等の改善基準」に關する通達(四二、二、九通達)の趣旨を徹底して生かすよう配慮すること。

十 最近の交通事故による死傷者頻出と、人命脅

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業投資育成株式会社の資本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受けける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行限度額を現行の「七億五千万円」から三億円増額して「十億五千万円」に改め、これにより中小企業の自己資本の充実を促進しようとするものである。

なお、本法は、公布の日から施行する。

(三億円は、東京、名古屋、大阪の中小企業投資育成株式会社にそれぞれ一億円ずつ出資される。)

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度産業投資特別会計に中小企業金融公庫への出資金として三億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年三月二十九日

商工委員長 小峯柳多  
衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき配慮すべきである。

十一 本法の成立に当たり、検査当局は、とくに海上における事故の取扱いについて、海難審判先行の慣行を尊重するよう格別に配慮されたい。

右決議する。

一 中小企業投資育成株式会社の投資財源については、今後ともその増強並びに資金の効率的運用を期するため、適切な措置を講ずること。

二 投資対象企業並びに指定業種の拡大をはかるとともに、投資先の地域的偏在を是正するため会社機構の拡充強化等適切な措置を講ずること。

三 政府は、本法施行にあたり、左記事項につき配慮すべきである。

一 議案の要旨及び目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、核燃料物質の加工、核原料物質の使用等の本格化に對処するため、加工施設に係る設計及び工事の方法の認可並びに施設検査、核燃料取扱主任者、核原料物質の使用の届出等の制度を創設し、その他原子炉等の規制の合理化を図るため所要の規定の整備を行なおうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、核燃料物質の加工、核原料物質の使用等の本格化に對処するため、加工施設に係る設計及び工事の方法の認可並びに施設検査、核燃料取扱主任者、核原料物質の使用の届出等の制度を創設し、その他原子炉等の規制の合理化を図るため所要の規定の整備を行なおうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

三 加工の事業に関する規制の整備

1 加工事業者は、加工施設の工事に着手する前に、その設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならぬるものとすること。

2 加工事業者は、加工施設の工事について内閣総理大臣の行なう施設検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならないものとすること。

3 加工事業者は、加工施設の保全、加工設

備の操作及び核燃料物質又は核燃料物質に  
よつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄  
について、保安のために講すべき措置を講  
じなければならないものとすること。

(二) 核燃料取扱主任者

核燃料取扱主任者制度を設け、加工事業者  
並びに再処理の事業を行なう場合における動  
力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究  
所は、核燃料物質の取扱いに関する保安の監  
督を行なわせるため、核燃料取扱主任者免状  
を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を  
選任しなければならないものとすること。

(三) 施設検査と性能検査の一本化

原子炉の使用前に受けることを義務づけら  
れている施設検査及び性能検査を一本化して  
使用前検査とし、原子炉設置者は、原子炉施  
設の工事及び性能について、内閣総理大臣の  
使用前検査を受け、これに合格した後でなけ  
れば、原子炉施設を使用してはならないもの  
とすること。

(四) 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力  
研究所の特別扱いの廃止

現行法上の動力炉・核燃料開発事業団の加  
工の事業、日本原子力研究所の原子炉の設  
置、運転における特別扱いを廃止し、動力  
炉・核燃料開発事業団は、加工の事業を行な  
うにあたつて、また、日本原子力研究所は、  
原子炉の設置、運転を行なうにあたつて、所  
要の許可を受けるべきものとすること。

(五) 核原料物質の使用の届出

製錬の事業を行なう者以外のもので、政令  
で定める核原料物質を使用しようとする者  
は、核原料物質の使用の届出をすべきものと  
すること。

また、核原料物質の使用は、定められた技  
術上の基準に従うべきものとし、内閣総理大  
臣は、核原料物質の使用が技術上の基準に適  
合していない場合には、適合するように是正

すべきことを命ずることができるものとする  
こと。

すべきことを命ずることができるものとする  
こと。

内 規定の整備

その他所要の規定の整備を行なうものとす  
ること。

二 議案の可決理由

原子力開発利用を積極的に推進していくにあ  
たり、安全性の確保に万全を期するため所要の  
改正を行なおうとする本案の趣旨は、適切妥当  
なものと認め、本案は、原案のとおり可決すべ  
きものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月一日

科学技術振興対策特別委員長 沖本 泰幸  
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第十四号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

ペシ 段 行 誤 正

二 収支予算

収支予算

三九 下 ベ 図る。た 図る。また

三六 上 二 一一億 一二一億

議員

議院

衆議院会議録第十六号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

三九 上 一 開港

開港

三九 下 二 国際

国際

三九 下 未 通産業大臣

通産業大臣

四〇 上 一 通商産業大臣

通商産業大臣

四〇 下 未 別表

別表

昭和四十三年四月一日 衆議院会議録第十九号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可日

定価	一部	二十五円
だし良質紙は三十円		
配送料共		
発行所		
東京都港区赤坂葵町二番地		
大	藏	省
電話	東京	五八一四四二(大代)